

「プリペイドカードを買ってきて!!」と電話で言われたら、

プリカ詐欺かも!?



■プリカ詐欺とは…

「業者に、アダルトサイトのワンクリック請求や架空請求等により料金を請求され、その支払手段として、サーバ型プリペイドカードの購入を指示され、要求されるがままにカードに記載された番号や文字を伝えてしまった」といった相談のように、プリペイドカードの購入を指示する手口です。



プリペイドカード売り場のイメージ図

プリペイドカードの価値がカード自体に記録されている商品券や磁気カード、ICカードと違って、サーバ型と呼ばれるプリペイドカードは、その価値がプリペイドカード発行会社の管理するサーバに記録されています。そのため、物理的なカードが手元になくても、カードに記載された番号や文字をインターネット上で入力して使用できるものがあります。

つまり、サーバ型プリペイドカードの場合、カードに記載された番号等を相手に伝えることは、購入した価値を相手にすべて渡したことに同じです。後になって架空請求等により騙されたことに気付いても、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは**非常に困難**です。

■相談事例

携帯電話に「アダルトサイト未納」というメールが届いた。驚いて電話をしたら、弁護士と名乗る人が出て、30万円を請求された。指示されるままコンビニへ行き、店頭で販売されていたプリペイドカードを約30万円分買い、携帯電話でその写真を撮ってメールで送った。しかし、その後も「示談金が必要だ」と次々と支払いを求められ、裁判になったら困ると思って、その度にあちこちのコンビニでプリペイドカードを買って、その写真を撮ってメールで送った。総額約300万円を支払った。だまされたと気づいたので、返金してほしい。

■アドバイス

- ・身に覚えのない請求に簡単に返信したり連絡しない。
- ・他人から言われて、プリペイドカードを購入したり、カードに記載されている番号や文字を相手に教えない。
- ・不審に感じたら、プリペイドカードを購入する前に消費者センターなどに相談する。

▼相談窓口

- ・小諸市消費生活センター（市民課市民係内）
☎31-5100（消費者相談専用）
- ・長野県東信消費生活センター ☎0268-27-8517
- ・消費者ホットライン ☎188

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になったときや、いざというときの生活を、現役世代の皆さんで支えようという仕組みです。若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、高齢になったときに年金を受け取ることができる制度です。

■国民年金のポイント

○将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほかに障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のいる配偶者」や「子」）が受け取れます。

■「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

○「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学や高等学校に在学する方です。

○「若年者納付猶予制度」

学生ではない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▼問い合わせ先 ・小諸年金事務所 ☎22-1080 ・市民課 国保年金係